

安全運転管理者情報 NO.12

12月 気のゆるみ 一杯だけが命と

「平成29年交通安全年間スローガン受賞作品を使用」

飲酒運転関連3罪

飲酒運転した「本人」だけでなく、

【車を貸した人】

OK
車借りるよ

【お酒を飲ませた人】

いいじゃない
まいいか...

【同乗した人】

送ってくれ

すべて厳しく処罰されます!

体内のアルコールは、たとえわずかな量であっても運転操作に悪影響を及ぼします。
「少しの酒なら大丈夫」その誤った判断が取り返しのつかない飲酒運転事故を引き起こします。

1 交通事故発生状況【平成29年10月末日現在】

	累計 (増減)		
発生件数	6,502 件	-181 人	-2.7 %
死者	63 人	-40 人	-38.8 %
傷者	7,996 人	-339 人	-4.1 %

夜間	歩行者	高齢者	高齢1当
1,494件(-18)	697件(+69)	2,392件(-102)	1,561件(-16)
24人(-25)	24人(-5)	32人(-23)	18人(-25)
1,814人(-112)	696人(+75)	1,366人(-97)	1,880人(-48)

2 危険運転行為の防止について

最近、全国的に「あおり運転」や「割り込み運転」等の悪質ドライバーについて話題となっています。「あおり運転」は「車間距離不保持違反」となり、事故を起こし、相手を死傷させてしまった場合には、「危険運転致死傷罪」により罰せられる場合もあります。

- 前方車両に対して、極端に車間を詰め、進路を譲るよう強要する行為

↓
道路交法第26条【車間距離の保持】 ※車間距離不保持違反

- 「あおり運転」によって、交通事故を起こし、相手を死傷させた場合

↓
自動車の運転により人を死傷させる行為等処罰に関する法律 ※「危険運転致死傷罪」等

危険運転行為を受けたら・・・

- ① 進路を譲り、行為車両から離れましょう。
- ② 行為車両のナンバーを控え、110番通報をしましょう。

